

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

入札説明書

令和元年 9 月 27 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

目 次

はじめに	1
1. 事業概要	2
(1) 公告日	2
(2) 契約担当者	2
(3) 事業概要	2
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
(1) 落札者の選定に係る基本的な考え方	8
(2) 選定の手順及びスケジュール	8
3. 入札参加者に関する事項	9
(1) 入札参加者の備えるべき参加資格要件等	9
4. 入札に関する事項	16
(1) 入札説明書等に関する説明会及び現場見学会の実施	16
(2) 入札説明書等に関する質問受付及び質問回答の公表	17
(3) 競争参加資格の確認（第一次審査）等	17
(4) 競争参加資格確認審査	18
(5) 入札辞退の受付	19
(6) 官民対話の実施	19
(7) 入札書等及び提案書の受付	20
(8) 入札保証金及び契約保証金	22
(9) 入札書の開札（入札金額の適格審査）	23
(10) 入札の無効	23
(11) 苦情申立て	24
(12) その他	24
5. 落札者の決定	25
(1) 落札者の決定方法等	25
6. 提案に関する条件	27
(1) 事業の枠組	27
(2) 事業者の権利義務等に関する制限	27
(3) 機構と事業者の責任分担	28
(4) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	28
(5) 事業実施に関する事項	28
(6) 支払条件	30
(7) 保険	30
(8) 手続における交渉の有無	31

7. 契約に関する事項.....	31
(1) 基本協定書の締結.....	31
(2) 特別目的会社の設立等.....	31
(3) 事業契約の締結	32
(4) その他.....	32
8. その他.....	34
(1) 事業の終了	34
(2) 情報の提供	34
(3) 事業契約に違反した場合等の取扱い	34
(4) 特定事業の選定の取消し	34
(5) 事業に必要と想定される根拠法令等	34
(6) 入札に関する問い合わせ先	35
別紙1 提出書類一覧.....	36
別紙2 サービス対価の構成及び支払方法.....	39

はじめに

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業 入札説明書は（以下「本入札説明書」という。）は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。改正平成 30 年法律第 60 号。以下「PFI 法」という。）に基づき特定事業として選定した「瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、入札参加者を対象に交付するものである。

本事業に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるものほか、本入札説明書（添付資料を含む）によるものとする。また、以下の書類は、本入札説明書と一体のもの（以下、入札説明書を含めて「入札説明書等」という。）とする。

- 1 「瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業 様式集」
(以下「様式集」という。)
- 2 「瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業 要求水準書」
(以下別表及び資料を含めて「要求水準書」という。)
- 3 「瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業 落札者決定基準」
(以下「落札者決定基準」という。)
- 4 「瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業 基本協定書（案）」
(以下「基本協定書（案）」といふ。)
- 5 「瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業 事業契約書（案）」
(以下「事業契約書（案）」といふ。)

本入札説明書は、令和元年 8 月 9 日に公表した「瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業 実施方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」といふ。）並びに実施方針に関する質問回答（以下「質問回答等」といふ、実施方針及び質問回答等を総称して「実施方針等」といふ。）を反映したものである。

なお、本入札説明書と実施方針等に相違がある場合は、本入札説明書の規定内容が優先するものとする。また、本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるものとする。

1. 事業概要

(1) 公告日

令和元年 9 月 27 日

(2) 契約担当者

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 契約部長 磯部 篤

(3) 事業概要

1) 事業名

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

2) 対象施設

研究施設

3) 事業場所

ア 日本原子力研究開発機構

瑞浪超深地層研究所	岐阜県瑞浪市明世町山野内 1-64
瑞浪地科学研究館	岐阜県瑞浪市明世町山野内 1-63
瑞浪国際地科学交流館	岐阜県瑞浪市明世町戸狩 36-8
正馬様用地	岐阜県瑞浪市明世町月吉字正馬様 1143 の一部、1162、 1166、1169、1170、1175、1177 の一部、1179、1180 の一部、1185 の一部、1187、1188 の一部、1189、1190、 1192、1195、1196、1197 の一部、1206、1210 の一部

イ 瑞浪超深地層研究所周辺のボーリング孔敷地

DH-2 号孔	岐阜県瑞浪市明世町戸狩字大狭間
DH-3 号孔	岐阜県瑞浪市日吉町字平尾
DH-7 号孔	岐阜県土岐市泉町定林寺
DH-10 号孔	岐阜県瑞浪市大湫町字割山
DH-11 号孔	岐阜県瑞浪市土岐町字大切山
DH-13 号孔	岐阜県瑞浪市日吉町字蕨坂
DH-15 号孔	岐阜県瑞浪市明世町戸狩字小狭間

4) 事業目的

日本原子力研究開発機構は、岐阜県瑞浪市で実施している超深地層研究所計画（以下「本計画」という。）において、結晶質岩（花崗岩）を対象に地質環境の評価のための体系的な調査・解析・評価技術の基盤の整備と、深地層における工学技術の基盤

の整備を目的として、深地層の科学的研究を実施している。本計画を基に、機構東濃地科学センターに瑞浪超深地層研究所（以下「研究所」という。）を設置し、瑞浪市から賃貸借した市有地（以下「研究所用地」という。）に深度500mの2本の立坑（主立坑及び換気立坑）と100m毎の水平坑道等を整備するとともに、正馬様用地では既存のボーリング孔などを用いた断層周辺の地下水の研究等を実施している。

機構の第3期中長期計画において、超深地層研究所計画については、土地賃貸借期間の終了までに埋め戻しができるようにという前提で考え、坑道埋め戻しなどその後の進め方について令和元年度末までに決定するとしており、先日、埋め戻し工事工程案を公表した。

本事業は、その工程案を踏まえ、研究所の坑道の埋め戻しに伴う地下水環境の回復過程を把握するため、研究所用地内及び周辺において環境モニタリング調査を実施するとともに、瑞浪市との土地賃貸借期限である令和4年1月16日までに研究所の坑道の埋め戻し及び地上に設置された施設の撤去を完了し、研究所用地の原状回復を行う。併せて、地上からのボーリング孔の閉塞（観測機器の撤去を含む。）と環境モニタリング調査後の設備の撤去を実施するものである。

これらの業務に対し、民間の資金及び技術的能力の活用を図り、効率的かつ効果的にこれを実施する。

本事業の主な目的は、次のとおりである。

- ・坑道の埋め戻しに伴う地下深部の地下水環境の回復過程及び周辺環境への影響を確認するための環境モニタリング調査として、必要となる水質・水圧データを取得する地下水観測を実施する。
- ・坑道を適切に埋め戻すとともに、地上に設置された施設を撤去し、研究所用地を原状回復する。また、研究所用地内及び周辺に設置されている地上からのボーリング孔を閉塞するとともに、立坑坑口の基礎コンクリート等を撤去する。

5) 本事業の埋め戻し、撤去範囲

本事業では、本計画のうち下記の範囲の瑞浪超深地層研究所を構成する坑道の埋め戻し、地上及び坑内の既存設備等の撤去、地上からのボーリング孔の閉塞を実施する。

なお、各業務における具体的な内容については、要求水準書及び事業契約書（案）において提示する。

ア 坑道の埋め戻し

主立坑：内径 6.5m、深さ 500m

換気立坑：内径 4.5m、深さ 500m

予備ステージ：深度 100m 毎に主立坑と換気立坑を連結

（両立坑中心距離 40m×5 箇所）

深度 300m ステージ：長さ約 170m

深度 500m ステージ：長さ約 430m

総埋戻し容積：約 36,000m³

坑内設備（電気設備、換気設備、排水設備、給水設備、給氣設備、風門、気密ドア、配管、ケーブル、坑内管理システム等）

イ 地上施設の撤去

櫓設備（主立坑：高さ約 26m、換気立坑：高さ約 19m）

櫓防音ハウス（主立坑：高さ約 31m、換気立坑：高さ約 23m）

巻上機室（例：スカフォード巻上機：直径 3.0m、ワイヤーロープ直径 47.5mm）

コンクリートプラント（高さ約 20m）

コンプレッサー室

受変電設備

非常用常用発電設備（ディーゼルエンジン発電機 2 台）

排水処理設備（濁水処理設備、ふつ素除去設備、ほう素除去設備）

掘削土堆積場（掘削土の一部は埋め戻しに利用）

管理棟（鉄骨造 3 階建て、延床面積約 1,500m²）

車庫棟（鉄骨造平屋建て、延床面積約 140m²）

既存設備（用地周辺付帯設備等）

ウ 基礎コンクリート等の撤去

主立坑及び換気立坑坑口基礎部

主立坑及び換気立坑巻上機室基礎

コンクリートプラント基礎

受変電設備基礎

排水処理設備基礎

管理棟及び車庫棟基礎

鋼管杭（主立坑櫓バックスラー、主立坑及び換気立坑巻上機室、コンクリートプラント）

エ 地上からのボーリング孔の閉塞

研究所用地内：MSB-1 号孔（掘削延長：201m）

MSB-2 号孔（掘削延長：180m）

MSB-3 号孔（掘削延長：199m）

MSB-4 号孔（掘削延長：99m）

MIZ-1 号孔（掘削延長：1,300m）

05ME06 号孔（掘削延長：304m）

04ME01 号孔（掘削延長：47m）

04ME02 号孔（掘削延長：10m）

04ME03 号孔（掘削延長：10m）

04ME04 号孔（掘削延長：10m）

04ME05 号孔（掘削延長：10m）

気象観測装置

土壤水分計 MD1 (3 深度 (20cm, 40cm, 70cm))
土壤水分計 MD2 (5 深度 (20cm, 40cm, 70cm, 130cm, 200cm))
正馬様用地 : AN-1 号孔 (掘削延長 : 1010m)
AN-3 号孔 (掘削延長 : 408m)
MIU-1 号孔 (掘削延長 : 1,014m)
MIU-2 号孔 (掘削延長 : 1,012m)
MIU-3 号孔 (掘削延長 : 1,014m)
MIU-4 号孔 (掘削延長 : 685m)
研究所用地周辺 : DH-2 号孔 (掘削延長 : 501m)
DH-3 号孔 (掘削延長 : 1,011m)
DH-7 号孔 (掘削延長 : 1,010m、観測機器の撤去のみ)
DH-10 号孔 (掘削延長 : 1012m)
DH-11 号孔 (掘削延長 : 1012m)
DH-13 号孔 (掘削延長 : 1015m)
DH-15 号孔 (掘削延長 : 1012m)

6) 事業内容

本事業は、PFI 法第 7 条に基づき選定された事業（以下「PFI 事業」という。）として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定められる株式会社。（以下「事業者」という。））を設立し、当該事業者が、落札者とされた者の提案に基づき、次に示す業務を行う。より詳細な業務内容については、事業契約書（案）及び要求水準書を参照のこと。

ア 坑道埋め戻し及び原状回復業務

- ① 坑道埋め戻し業務
- ② 地上設備等撤去業務
- ③ 坑道維持及び埋め戻し設備の点検保守・運転・維持管理業務
- ④ 排水処理設備運転・監視業務
- ⑤ 前施工業者からの業務の引継ぎ
- ⑥ その他必要となる業務（作業の安全及び環境管理、作業計画の策定、品質管理及び作業報告等）

イ 環境モニタリング調査業務

- ① 研究所用地周辺の井戸における地下水位調査業務
- ② 研究所用地周辺河川流量測定業務
- ③ 研究所からの排出水、立坑湧水及び狭間川の水質分析業務
- ④ 研究所用地周辺騒音・振動調査業務
- ⑤ 研究所用地周辺土壤調査業務
- ⑥ 地下水観測システムの維持管理業務

- ⑦ 研究所用地内及び研究所用地周辺のボーリング孔等における水圧・水質観測業務
- ⑧ 研究所用地、正馬様用地、瑞浪地科学研究館、瑞浪国際地科学交流館における植栽等構内維持管理業務
- ⑨ 前実施者からの業務の引継ぎ
- ⑩ その他必要となる業務（作業の安全及び環境管理、作業計画の策定、品質管理、作業報告等）

ウ モニタリング設備等撤去業務

- ① 研究所用地内及び研究所用地周辺のボーリング孔の観測機器等の撤去及びボーリング孔の閉塞措置業務
- ② 立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務
- ③ 研究所用地整地業務
- ④ 立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究所用地整地業務期間中の環境影響調査業務（井戸における地下水位調査、河川流量測定調査、狭間川の水質分析及び騒音・振動調査）
- ⑤ その他必要となる業務（作業の安全、環境管理、作業計画の策定、品質管理、作業報告等）

ただし、次の業務については業務範囲に含まない。

- ・機構が独自に実施する又は他機関等と共同で実施する業務
- ・機構事務所の退去
- ・機構が行う許認可等の手続き

7) 事業の枠組

本事業では、選定事業者が研究所の坑道の埋め戻しや施設・設備の撤去等を実施するとともに、研究所用地内及び周辺において環境モニタリング調査を実施する。さらには、ボーリング孔を閉塞するとともに、環境モニタリング調査終了後に基礎コンクリート等の撤去を実施する。ただし、施設等の所有権の移転は行わない。

8) 提供される業務の要求水準

要求水準書によるものとする。

9) 事業期間等

ア PFI事業

事業期間は、事業契約締結の日から令和10年3月31日までの、8年間とする。

イ 事業スケジュール

日 程	内 容
令和 2 年 4 月	選定事業者との事業契約締結
令和 2 年 4 月～令和 2 年 5 月	前施工業者からの引継ぎ期間
令和 2 年 5 月～令和 4 年 1 月 16 日	坑道埋め戻し及び原状回復業務の期間
令和 2 年 5 月～令和 8 年 12 月末	環境モニタリング調査業務の期間
令和 2 年 5 月～令和 10 年 3 月末	モニタリング設備等撤去業務の期間
令和 9 年 1 月～令和 10 年 3 月末	このうち、立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務、研究所用地整地業務の期間
令和 10 年 3 月 31 日	事業契約の完了

10) 事業期間終了時の措置

選定事業者は、土地賃貸借期限（令和4年1月16日）までに埋め戻し及び原状回復を終え、事業期間の終了時には、環境モニタリング調査終了後に基礎コンクリート等を撤去して整地し、要求水準書等に示す良好な状態で速やかに事業用地を明け渡すものとする。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 落札者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、坑道埋め戻し及び原状回復、環境モニタリング調査、モニタリング設備等撤去の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、落札者の選定に際しては幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する必要がある。そのため、落札者の選定に当たっては、坑道埋め戻し及び原状回復、環境モニタリング調査、モニタリング設備等撤去に係る対価の額並びに坑道埋め戻し及び原状回復、環境モニタリング調査、モニタリング設備等撤去に係る能力その他の条件により選定（いわゆる総合評価落札方式）を行う予定である。

落札者の選定は2段階により実施し、第1段階は第一次審査（競争参加資格確認審査）、第2段階は第二次審査（提案内容審査）を行う。

(2) 選定の手順及びスケジュール

民間事業者の選定にあたっての手順及びスケジュールは、次のとおりである。

ただし、自治体との今後の計画の調整状況によっては、スケジュールを変更する可能性がある。

日 程	内 容
令和元年 10月 3日	入札説明書等に関する説明会及び現場見学会
令和元年 10月 7日	第1回入札説明書等に関する質問受付期限
令和元年 11月 5日	第1回入札説明書等に関する質問回答
令和元年 10月 28日	第2回入札説明書等に関する質問受付期限
令和元年 10月下旬	官民対話の実施
令和元年 11月 25日	第2回入札説明書等に関する質問回答
令和元年 11月中旬	官民対話の結果公表
令和元年 11月 18日	第一次審査書類の受付期限
令和元年 11月 25日	第一次審査結果の通知
令和元年 12月 27日	第二次審査書類の受付期限
令和2年 1月中旬～下旬	提案書の審査及び優秀提案者の選定 (プレゼンテーション・ヒアリングを実施)
令和2年 2月上旬	落札者の選定
令和2年 2月下旬	基本協定の締結
令和2年 4月上旬	事業契約締結

3. 入札参加者に関する事項

(1) 入札参加者の備えるべき参加資格要件等

1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、1（3）6）アからウに掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「入札参加企業」という。）、又は複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）であること。詳細は入札説明書による。

イ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加グループで申し込む場合には、入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「第一次審査資料」という。）の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、機構との対応窓口となること。

ウ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受注し又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、第一次審査資料の提出時において協力会社として明記すること。

エ 構成員の全部は、基本協定の締結後に設立する事業者に出資を行うこと。また、事業者の株主は、次の①及び②の要件を満たすこと。

- ① 構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権を保有すること。
- ② 事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

オ 入札参加者は、構成員それぞれが、1（3）6）アからウに掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。

カ 参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、発注者はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

2) 入札参加者及び協力会社の参加要件等

入札参加企業又は入札参加グループの構成員のいずれも、また、協力会社については次の要件を満たすこと。

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

イ PFI 法第 9 条の規定に該当しない者であること。

ウ 機構又は文部科学省（以下「文科省」という。）における一般競争参加資格の認定

を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後に審査を受け一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

エ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記再認定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札書の開札が終了するまでの期間に、機構の「契約に係る指名停止等の措置要領について」に基づく指名停止を「東海・北陸地区」において受けていないこと。

カ 機構が本事業について、本事業のアドバイザリー業務を委託した三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社、その協力会社である、ジーアイピーコンサルティング株式会社及び弁護士法人御堂筋法律事務所と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

キ 入札参加企業、入札参加グループの構成員若しくはその協力会社又はこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連がある者のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

ク 5. (1) 2) において定める PFI 事業審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合をいう（上記カ、キについても同様）。

ケ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154

号) 第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。) である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員 (会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。) が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役。

(ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名取締役名委員会等設置会社における取締役。

(iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役。

(iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役。

ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役。

iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社 (合名会社、合資会社又は合同会社をいう。) の社員 (同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

iv) 組合の理事。

v) その他業務を執行する者であって、i) から iv) までに掲げる者に準ずる者。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合 (共同企業体を含む。) とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

コ 警察当局から、機構に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、物品の製造等、建設工事及び測量等からの排除要請があり、当該状況が継続しているものでないこと。

サ 機構が発注した「瑞浪超深地層研究所研究坑道埋め戻し工事 (仮称) 実施設計」及び「瑞浪超深地層研究所研究坑道埋め戻し事業 (仮称) に係る調整設計」に従事した企業である、北電総合設計株式会社又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3) 各業務の参加資格

ア 坑道埋め戻し及び原状回復、モニタリング設備等撤去にあたる者は、次の要件を満たすこと。

① 審査値

入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社は、機構又は文科省における土木一式に係る一般競争参加資格の認定した数値が次の点以上であること。

土木一式工事 1,200 点

(1 (1) 2) ウの再認定を受けた者にあたっては、当該再認定の際の数値が 1,200 点以上であること。)

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは差し支えない。また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を実施する全ての入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。

② 工事実績

平成 11 年度以降に元請として、次の (ア) 及び (イ) に示す工事（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、出資率 20%以上の場合に限る）の施工実績を有すること（令和 2 年 3 月 31 日までに完了見込みの工事を含む。ただし、(ア) 及び (イ) の工事実績は同一の契約でなくても良い）。

なお、実績は日本原子力研究開発機構（旧日本原子力研究所又は旧核燃料サイクル開発機構）、原子力事業者（※1）、省庁、独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、旧公団等（※2）、都道府県、市町村が発注した業務に限る。

- (ア) 直径 3.0m以上、水平総延長 1,200m以上の道路、鉄道、導水路等のトンネル掘削工事（※3）又は埋め戻し工事業務実績を有すること。
- (イ) 直径 3.0m以上、深さ 50m以上の立坑（高低差が 50m以上の斜坑を含む）の掘削工事（※3）又は埋め戻し工事業務実績を有すること。

③ 配置予定技術者

(ア) 資格

資格は、 i) 及び ii) に該当すること。

i) 専任で配置できること。

ii) 1 級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）で監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(イ) 工事経験

平成 11 年度以降で元請けとして次の i) 及び ii) に示す工事（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、出資比率 20%以上の場合のものに限る）の施工実績を有すること（令和 2 年 3 月 31 日までに完了見込みの工事を含む。ただし、i) 及び ii) の工事実績は同一の契約でなくても良い）。

なお、実績は日本原子力研究開発機構（旧日本原子力研究所又は旧核燃料サイクル開発機構）、原子力事業者（※1）、省庁、独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、旧公団等（※2）、都道府県、市町村が発注した業務に限る。

i) 直径 3.0m以上、水平総延長 850m以上の道路、鉄道、導水路等のトンネル掘削工事（※3）又は埋め戻し工事業務実績を有すること。

- ii) 直径 3.0m以上、深さ 35m以上の立坑（高低差が 35m以上の斜坑を含む）の掘削工事（※3）又は埋め戻し工事業務実績を有すること。
- ④ 「モニタリング設備等撤去」に係る業務のうち「ボーリング孔の閉塞」業務を担うものは、測定機器の状況や機器撤去、ボーリング孔の閉塞に関する技術および知識を有していることとする。

※1：原子力事業者

電気事業法第 2 条に規定された電気事業者のうち発電用原子炉の設置許可を受けた事業者。

原子炉等規制法第 44 条の規定に基づいた使用済燃料の再処理に関する事業指定を受けた事業者。

原子炉等規制法第 13 条の規定に基づいた加工に関する事業指定を受けた事業者。

原子炉等規制法第 23 条の規定に基づいた試験研究用等原子炉の設置許可を受けた事業者。

原子炉等規制法第 43 条の 4 の規定に基づいた貯蔵の事業の許可を受けた事業者。

原子炉等規制法第 51 条 2 の規定に基づいた廃棄の事業の許可を受けた事業者。

原子炉等規制法第 52 条の規定に基づいた使用の許可を受けた事業者。

※2：旧公団等とは、民営化によって組織された、北海道旅客鉄道㈱、東日本旅客鉄道㈱、東海旅客鉄道㈱、西日本旅客鉄道㈱、四国旅客鉄道㈱、九州旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱などで、民営化後の発注案件も業務実績とすることができます。

※3：開削工法、シールド工法、ケーソン工法を除く掘削工事とする。

イ 環境モニタリング調査に当たる者は、次の要件を満たすこと。

- ① 河川流量や水質分析、騒音測定、土壤調査等の環境調査が実施できる技術および知識を有していること。また、分析結果については計量証明書を発行できること。
- ② 植栽管理に関する技術および知識を有していること。
- ③ データ取得に必要な研究坑道内における作業（坑道壁面調査、ボーリング調査等）の実績を有するとともに、ボーリング孔を利用した調査、測定機器の設置、モニタリングが実施できる技術および知識を有していること。また、水質分析は、ISO9001 の認証を受けている試験所で実施可能であること。

参加表明書等により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、機構と協議を行い、機

構の書面による承諾を得た場合に限り変更を認める。また、落札者については、事業契約締結までに上記 1) 及びア、イの参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、失格とする。

なお、競争参加資格の確認審査において、同種の施工実績、同種の受託実績の確認審査を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する者にあっては、我が国における同種の実績及び経験をもって行うものとする。

4) 競争参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は参加表明書等の提出期限日とする。

5) 入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等

① 競争参加資格の確認後は、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（合併、倒産等）が生じ、入札参加グループの構成員及び協力会社を、提案書の提出期限の日までに変更（構成員及び協力会社の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。）しようとする者にあっては、機構と事前協議を行い、機構の承諾を得るとともに、変更後において前記 1) から 3) に示す競争参加資格を満たすことが確認できる場合に限り、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更をすることができる。なお、この場合においては、速やかに、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更届を機構に提出すること。

② 競争参加資格の確認の特例

ア 競争参加資格があると確認された入札参加グループのうち、提案書の提出期限の日から開札日までにおいて前記 1) から 3) に示す競争参加資格を満たさない構成員及び協力会社（以下「欠格構成員等」という。）を含む入札参加グループは、提案書の提出期限の日までであれば、参加表明書及び競争参加資格確認申請書を取り下げることができる。

イ 上記アの取り下げを行った入札参加グループの欠格構成員等を除く残余の構成員及び協力会社は、提案書の提出期限の日までであれば、入札公告に定める期限にかかるわらず、当該欠格構成員等に代わる構成員及び協力会社を補充したうえで、入札参加グループとしての競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

ウ 上記イにかかるわらず、上記アの取り下げを行った入札参加グループの欠格構成員等を除く残余の構成員および協力会社は、提案書の提出期限の日までであれば、入札公告に定める期限にかかるわらず、当該欠格構成員等に代わる構成員及び協力会社を補充せず、入札参加グループとしての競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

- エ 上記イ及びウの申請は、構成員及び協力会社の一部が指名停止を受けたこと以外の理由により申請を行った場合には、これを却下する。
- オ 上記アからウまでの取り下げ及び確認の申請があることをもって、入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わない。

4. 入札に関する事項

(1) 入札説明書等に関する説明会及び現場見学会の実施

機構は、入札公告後、本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、入札説明書等に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について機構の考え方を提示する。入札説明書等に関する説明会は、次の要領で行う。また同日に現場見学会も実施する。

ア 日時及び場所

- ① 開催日時：令和元年10月3日（木）13時00分～14時00分
- ② 開催場所：日本原子力研究開発機構核燃料・バックエンド研究開発部門
東濃地科学センター 瑞浪国際地科学交流館 1階 会議室
〒509-6133 岐阜県瑞浪市明世町戸狩 36番地の8
- ③ 現場見学会：説明会後、14時～17時において瑞浪超深地層研究所深度500m研究アクセス北坑道及び南坑道や、地上施設等を対象として、現場見学会を行う。
- ④ 当日連絡先：日本原子力研究開発機構 核燃料・バックエンド研究開発部門
東濃地科学センター 地層科学部 研究計画調整グループ
電話 0572-66-2244

イ 参加申込方法

説明会及び現場見学会への参加希望者は、「入札説明書等説明会及び現場見学会参加申込書」（様式1）に必要事項を記入し、令和元年10月2日（水）17時までに、電子メールにより提出すること。

電子メール：mizunami-backfill-pfi@jaea.go.jp

※ 説明会当日は、入札説明書等の資料を配布しないので、機構のホームページからダウンロードして各自持参すること。

ウ 注意事項

現場見学に当たっては、以下の点に注意すること。

- ・見学場所には担当の係員が誘導するので、係員の指示に従って行動すること。
- ・研究所における施設及び設備の写真撮影は自由である。
- ・見学会における質疑応答は、後日HPに公表する。

掲載URL：<https://www.jaea.go.jp/02/compe/pfi/tono.html> 等

- ・見学に必要な装備は機構側で準備するので、着用すること。
- ・その他の注意事項は、見学会当日に伝達する。また、下記HPに記載されている入坑見学の注意事項を参考にすること。

瑞浪超深地層研究所施設見学のご案内

https://www.jaea.go.jp/04/tono/kengaku/kengaku_miu1.html

(2) 入札説明書等に関する質問受付及び質問回答の公表

入札説明書等に対する民間事業者からの質問（意見も含む）を2回受け付ける。質問回答は次の要領にて行う。

[入札説明書等に関する質問の提出]

ア 受付期間：【第1回】令和元年9月27日（金）～10月7日（月）16時まで

【第2回】令和元年10月21日（月）～10月28日（月）16時まで

イ 提出方法：入札説明書等に記載の内容に関して質問の内容を簡潔にまとめ、「質問書」（様式2）に記入の上、提出のこと。

質問書は電子ファイル（Excel2013に対応した形式とする。）とし、当該電子ファイルを添付した電子メールにて提出のこと。

なお、回答を受ける担当者の部署、氏名、電話番号及びメールアドレスを必ず記載すること。

宛 先：本事業に関する契約担当部署（8.（6）参照）

日本原子力研究開発機構 契約部契約第3課

mizunami-backfill-pfi@jaea.go.jp

ウ 回 答：質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、第1回質問の回答は令和元年11月5日（火）までに、第2回質問の回答は令和元年11月25日（月）までに、機構ホームページへの掲載等、適宜な方法により公表する。

掲載URL：<https://www.jaea.go.jp/02/compe/pfi/tono.html/> 等

(3) 競争参加資格の確認（第一次審査）等

参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付並びに競争参加資格確認審査を以下の要領で実施する。

1) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書受付日時及び場所

ア 受付期間：令和元年11月12日（火）～11月18日（月）16時まで、ただし、10時から12時及び13時から16時の間

イ 提出方法：様式集「第2章 提出書類の作成要領」に従い作成すること。

宛 先：本事業に関する契約担当部署

日本原子力研究開発機構 契約部契約第3課

〒319-1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

2) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書申請方法等

ア 入札参加者は、入札参加者が備えるべき競争参加資格に関する要件（3.（1）に記載の要件）を満たすことを証するため、参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出し、機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- イ 参加表明書及び競争参加資格確認申請書は、「様式3 参加表明書」から「様式10 入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の納税に関する書類」に必要事項を記載のうえ、持参または郵送（書留郵便に限る。期限までに必着）により提出するものとし、電子メールでの受付は行わない。
- ウ なお、提出期限の日までに参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出しない入札参加者並びに競争参加資格がないと認められた入札参加者は、本事業の入札に参加することができない。

(4) 競争参加資格確認審査

1) 競争参加資格要件

競争参加資格の確認審査は入札参加者が備えるべき参加資格要件（3.（1）に記載の要件）を満たしているかどうかの確認審査を行う。入札参加企業及び入札参加グループの構成員並びに協力会社のいずれかが、入札書の開札時において3.（1）に示す要件を一つでも満たさない場合には、競争参加資格がない者に該当するので、当該入札参加者の入札への参加は認められない。

2) 競争参加資格確認審査の結果の通知

競争参加資格確認審査の結果の通知は、競争参加資格の確認の申請を行った者に対して、書面により令和元年11月25日（月）までに機構から通知する。なお、欠格（競争参加資格がない）とした場合は、その理由についても付記するものとする。

なお、欠格（競争参加資格がない）となった応募者は、通知を受けた日から7日以内に、機構に対してその理由について書面により説明を求めることができる。機構は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

3) 競争参加資格確認申請書の取扱い

- ア 競争参加資格確認申請書の取扱い
 - ① 機構は、提出された競争参加資格確認申請書を競争参加資格確認審査以外に入札参加者に無断で使用しない。
 - ② 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。
 - ③ 競争参加資格確認申請書の変更等の禁止

提出された競争参加資格確認申請書の変更、差し替え及び再提出は、原則として認めない。なお、機構が、例外的に提出された競争参加資格確認申請書の変更、差し替え及び再提出を指示した場合であっても、競争参加資格確認申請書の提出期限の日以降の変更、差し替え及び再提出は認めない。

- イ 機構からの提示資料の取扱い

機構からの提示資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

ウ 費用負担

入札に関し必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。

(5) 入札辞退の受付

競争参加資格の確認を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札辞退の受付を以下の要領で実施する。

1) 入札辞退受付日時及び場所

ア 受付期間：令和元年11月26日（火）～12月26日（木）16時まで、ただし、10時から12時及び13時から16時の間

イ 提出方法：競争参加資格があると認められた入札参加者が入札を辞退する場合は、「様式12 入札辞退届」に必要事項を記載のうえ、持参または郵送（書留郵便に限る。期限までに必着）により提出するものとし、電子メールによる受付は行わない。

宛 先：本事業に関する契約担当部署

日本原子力研究開発機構 契約部契約第3課

〒319-1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地1

(6) 官民対話の実施

入札参加者が機構の意図に対する理解を深め、より有意義な提案をもって入札に参加することを目的として対話の場を設けることを予定している。この官民対話は、(2)の入札説明書に対する質問回答（第2回）とあわせて実施する。

官民対話は、次のとおり行う。

ア 開催日時：令和元年10月下旬

イ 開催場所：日本原子力研究開発機構 瑞浪超深地層研究所（予定）

ウ 参加申込方法：(2)アの第2回質問受付期間中（令和元年10月21日（月）～10月28日（月））に、質問の提出先において、入札説明書等に関する官民対話への参加申込を電子メールにて受け付ける。電子メールの件名欄に必ず、「【瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業】官民対話参加申込」と記入すること。

エ 官民対話の実施：機構は第1回質問回答公表までに、官民対話に係る実施要領（以下、「対話実施要領」という。）を公表する予定である。また、官民対話の実施に先立ち、入札説明書等に関する質問（第2回）を事前に電子メールにて受け付ける。官民対話希望者は、対話実施要領に従い、入札説明書等に関する質問を含めた必要な提出書類を電子メールにて送付すること。その他、具体的な官民対話の実施方法・内容については、対話実施要領に示す。

オ 回答の公表：機構は、官民対話を実施した際の質問に対する回答について、対話参

加者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、第2回質問回答として公表する予定である。

(7) 入札書等及び提案書の受付

入札書等及び提案書の受付を以下の要領で実施する。

1) 入札書等及び提案書受付日時及び場所

- ア 受付期間：令和元年12月23日（月）～12月27日（金）16時まで、ただし、10時から12時及び13時から16時の間
イ 提出書類：様式集「提出書類の作成要領」に従い作成すること。
宛 先：本事業に関する契約担当部署
日本原子力研究開発機構 契約部契約第3課
〒319-1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地1

2) 入札書等及び提案書提出方法

ア 入札書等

- ① 競争参加資格があると認められた入札参加者は、「様式13 提案書提出届」から「様式18 要求水準に関する確認書」に必要事項を記載のうえ、提案書とあわせて、持参または郵送（書留郵便に限る。期限までに必着）すること。
- ② 落札者の決定に当たっては、入札金額（入札書に記載された金額）に、入札金額から金利支払額を控除した金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から金利支払額を控除した金額の110分の100に相当する金額に、金利支払額を加算した金額を入札書に記載すること。
- ③ 「様式17 入札書」は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず、宛名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」、「入札者名」及び「瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業に係る入札書在中（朱書き）」の旨を記載すること。
- ④ 代理人又は復代理人が入札書を提出する場合は、入札書に「様式15 委任状（代理人）」又は「様式16 委任状（復代理人）」を添付すること。
- ⑤ 入札参加者は、本入札説明書及び本入札説明書に対する質問・回答を熟覧のうえ、入札書を提出しなければならない。
- ⑥ ③の入札書は入札公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。

イ 提案書

- ① 競争参加資格があると認められた入札参加者は、提案書を「様式19」から「様式45」に基づいて作成のうえ、入札書等とあわせて持参または郵送（書留郵便に限る。期限までに必着）すること。
- ② 入札参加者は、一つの提案しか行うことはできない。

3) 提案書の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書の著作権は入札参加者に帰属する。また、入札参加者から提出された提案書は、民間事業者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。なお、提案書は入札参加者に返却しない。

イ 特許権等

提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、観測方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ウ 資料の公開

機構は、落札者の決定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、入札参加者から提出された提出書類（選定されなかった入札参加者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては提案した入札参加者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した入札参加者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については機構と各入札参加者との間で協議する。

エ 提案書の変更等の禁止

提案書の変更、差し替え又は再提出は認めない。

4) 提案書に関するヒアリング（予定）

機構又はPF1事業審査委員会が必要と判断した場合は、提案書に関するヒアリングを以下の要領で実施する。

ア 開催日時：令和2年1月

イ 開催場所：日本原子力研究開発機構 東京事務所

（東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 富国生命ビル）

その他：ヒアリングを行う場合の開催日時、開催場所及び準備書面（原則として、提案書以外の書面の提出を認めない予定）等の詳細について、事前に、機構から入札参加者へ通知する。

5) その他

ア 公正な入札の確保

- ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

イ 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めがある。

(8) 入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金 免除する。
- 2) 契約保証金 免除する。

ただし、事業者は、以下の業務の履行を確保するため、各業務の開始日から終了日までを期間として、債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券による保証若しくは履行保証保険契約を締結することとする。

ア 坑道埋め戻し及び原状回復業務と、モニタリング設備等撤去業務のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究所用地整地業務にかかる保証金額又は保険金額は、別紙2、表1の坑道埋め戻し及び原状回復業務と、モニタリング設備等撤去業務のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究所用地整地業務のサービス対価 {ただし、金利支払額（その他費用、立替手数料）を含まず、消費税及び地方消費税を含む} の10分の1以上の金額とする。なお、入札の結果低入札価格調査の対象となった場合は、同上の10分の3以上とする。

イ 環境モニタリング調査業務と、モニタリング設備等撤去業務のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究所用地整地業務を除く業務にかかる保証金額又は保険金額は、別紙2、表1の環境モニタリング調査と、モニタリング設備等撤去業務のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究所用地整地業務を除く業務の各年度のサービス対価 {ただし、金利支払額

(その他費用)を含まず、消費税及び地方消費税を含む}の10分の1以上の金額とする。なお、入札の結果低入札価格調査の対象となった場合は、同上の10分の3以上とする。

(9) 入札書の開札（入札金額の適格審査）

入札書の開札（入札金額の適格審査）を以下の要領で実施する。

1) 入札書開札日時及び場所

ア 開催日時：令和2年1月30日（木）13時30分

イ 開催場所：日本原子力研究開発機構 本部 入札室1

〒319-1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

2) 入札書開札方法

ア 入札書の開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ なお、入札書に記載された入札金額が予定金額の範囲内となる提案をした入札参加者を発表することとし、発表された入札参加者は、その後の落札者の選定の対象となる。このとき、予定金額及び入札金額の公表は行わない。

ウ 入札執行回数は、原則として3回とする。

ただし、機構の判断により、入札を「4回」以上実施する場合がある。

なお、2回目以降の入札の執行は、機構の契約担当者が指定する日時に行う。

(10) 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者とした場合は、当該決定を取り消すものとする。

なお、機構により競争参加資格があると認められた入札参加者であっても、入札書の開札の時において指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けている入札参加者等、入札書の開札の時において3.(1)1)に示す競争参加資格に関する要件を満たさない入札参加者は、競争参加資格のない者に該当する。

次のいずれか及び入札申込者心得書に定める事項に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

1) 本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札

2) 委任状を持参しない代理人のした入札

3) 参加表明書等に記載された入札参加企業又は入札参加グループの代表企業以外の者のした入札

4) 参加表明書等、その他的一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札

5) 記名押印を欠く入札

- 6) 金額を訂正した入札
- 7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- 8) 明らかに連合によると認められる入札
- 9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- 10) その他本件入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(11) 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室政府調達苦情検討委員会事務局電話03-3581-0262(直通))に対して苦情を申立てることができる。

(12) その他

入札書等の提出者が関係法人*のみの場合は、本入札を取り消す場合がある。

*関係法人とは次のいずれにも該当する法人。

- ①原子力機構との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。
- ②原子力機構の役員経験者が再就職している又は課長相当職以上経験者が役員顧問等として再就職している。

5. 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法等

1) 落札者の選定方式

本事業の入札は、金額と金額以外の要素を総合的に評価し、最も優れた提案を行った入札参加者（以下「優秀提案者」という。）を選定し、当該優秀提案者を落札者として決定する総合評価落札方式により行う。

また、本事業は、政府調達協定（「平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」をいう。）の趣旨に鑑み、落札者の選定手続については、「政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続規程」等に基づいて実施する。

2) 落札者の選定体制

機構は、落札者の選定にあたり、PFI 法第 11 条に定める客観的な評価を行うため、機構内に令和元年 8 月 9 日付けで設置した「瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等を対象とした民間資金等の活用による事業に関する入札等に係る審査委員会」（以下「PFI 事業審査委員会」という。）において、事業者の決定基準に関する審議並びに入札参加者より提出された入札書等及び提案書の審査を行い、優秀提案者を選定する。なお、PFI 事業審査委員会の委員構成は以下のとおりである。

委 員 安登 利幸	亜細亜大学都市創造学部教授
委 員 泉澤 俊一	公認会計士・税理士
委 員 竹内 真司	日本大学文理学部教授
委 員 八嶋 厚	岐阜大学工学部教授
委 員 江籠 誠	日本原子力研究開発機構 財務部長
委 員 磯部 篤	日本原子力研究開発機構 契約部長
委 員 林 晋一郎	日本原子力研究開発機構 建設部長
委 員 濱尾 俊弘	日本原子力研究開発機構 地層処分研究開発推進部長

入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の落札者決定公表までの間において、本事業に関して、委員に面談を求めたり、自社の PR 資料を提出したりするなどによって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁じる。また、PFI 事業審査委員会の動向等について聴取することも禁じる。

これら禁止事項に抵触したと機構及び PFI 事業審査委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う。

3) 落札者の選定方法

機構は、以下の手順により本事業の実施に携わる落札者を選定する。

ア 第一次審査

第一次審査は、入札参加者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

機構は、入札参加者が提出した第一次審査資料について、資料作成の不備の有無、本入札説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格が無いと認められる者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

イ 第二次審査

第二次審査は、総合評価落札方式により落札者を選定するため、入札参加者が策定した提案書を評価するものであり落札者決定基準に定める評価項目及び得点配分により評価する。

機構は、入札参加者が提出した第二次審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業計画の提案内容の評価についての調査審議をPFI事業審査委員会に委ねる。

機構は、事業計画の提案内容の評価に関するPFI事業審査委員会の調査審議結果の報告に基づき、資料作成の不備がある提案、及び要求水準を明らかに満たしていない場合には、失格とする。

なお、調査審議過程において第二次審査資料を提出した入札参加者にヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングの日時は追って通知する。

また、第二次審査資料提出後に項目別内訳の内容について説明を求める場合がある。項目別内訳の金額について、前記4.(7)5)の条件に違反することが明らかな場合には入札を無効とすることがある。

ウ 開札

機構は、採用となった事業計画を提案した入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

エ 総合評価

- ① 入札参加者は入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内ある者のうち、次の②によって得られる点数と、入札価格を得点に換算した点数を合計した値（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- ② 入札参加者からの事業提案を落札者決定基準に基づき審査する。事業提案のうち選定基準に定める評価項目について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて点数を付与する。
- ③ 上記①において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、当該者にくじを引

かせて落札者を決定する。

- ④ 上記①において、ただし、落札者となるべき者の入札価格があらかじめ定めた低入札調査基準価格を下回る場合には調査を行う。調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち、最低価格をもつて入札した者を落札者とする。また、調査中に履行不可能の申し出があった場合、指名停止措置（原則2ヶ月）が講じられることとなるので注意すること。なお、調査への非協力的な対応が確認された場合は、指名停止期間が延伸されることがある。

オ 入札結果の公表

入札結果は、落札者の選定後速やかに入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び機構のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第11条に規定する客観的評価については、機構が選定された落札者と基本協定書を締結した後に公表する。

6. 提案に関する条件

（1）事業の枠組

本事業では、選定事業者が研究所の坑道の埋め戻しや施設・設備の撤去等を実施するとともに、研究所用地内及び周辺において環境モニタリング調査を実施する。さらには、ボーリング孔を閉塞するとともに、環境モニタリング調査終了後に基礎コンクリート等の撤去を実施する。ただし、施設等の所有権の移転は行わない。

（2）事業者の権利義務等に関する制限

1) 事業者の事業契約上の地位の譲渡等

機構の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

2) 特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社に出資を行った入札参加者は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

3) 債権の譲渡

事業者が、機構に対して有する坑道埋め戻し及び原状回復、環境モニタリング調査及びモニタリング設備等撤去業務の提供に係る債権は、機構の承諾がなければ譲渡することができない。

4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者が、機構に対して有する坑道埋め戻し及び原状回復、環境モニタリング調査及びモニタリング設備等撤去業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこの担保提供は、機構の承諾がなければ行うことができない。

(3) 機構と事業者の責任分担

機構と事業者の責任分担の基本的考え方及び予想されるリスクと責任分担は、下記のとおりとする。

1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、機構が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、機構が責任を負うこととする。

2) 予想されるリスクと責任分担

機構と事業者の責任分担は、事業契約書（案）によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示すが、事業契約書（案）に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

(4) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、機構は可能な範囲で必要な協力を実行する。

2) 財政上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する財政上の措置は想定していない。ただし、今後事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、機構は可能な範囲で必要な協力を実行する。

(5) 事業実施に関する事項

1) 誠実な業務遂行義務

事業者は、提案書及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

2) 事業期間中の事業者と機構の関わり

ア 本事業は、事業者の責任において実施される。また、機構は事業契約書に定めら

- れた方法により、事業実施状況の確認を行う。
- イ 機構は原則として事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて機構と施設整備に当たる者等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、機構と施設整備に当たる者等との間で直接連絡調整等を行った事項について事業者に報告する。
 - ウ 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、機構と事業者は誠意をもって協議する。

3) 業務内容

ア 業務内容

坑道埋め戻し及び原状回復、環境モニタリング調査及びモニタリング設備等撤去業務については、事業契約書（案）及び要求水準書による。

イ 業務の委託

事業者は、上記1)に示した業務を、あらかじめ機構の承諾を得たうえで、第三者に委託することができる。

4) 機構による業務監視

機構は、事業者が定められた業務を確実に実施し、事業契約書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するため、以下の業務監視を行う。

なお、環境モニタリング調査業務及びモニタリング設備等撤去業務について、事業契約書に規定した要求水準を達成していないと認められる場合、機構は、当該業務に係る環境モニタリング調査費相当又はモニタリング設備等撤去費相当の減額等を行う。詳細は、事業契約書（案）を参照すること。

ア 本事業の実施状況の確認

機構は、本事業の各段階において、事業契約書の定めるところにより、定期的に実施状況の確認を行う。また、定期的に行う実施状況の確認のほか、機構が必要と認める場合は、随時の確認を行う。

なお、確認に要する費用は、事業者側に発生する費用を除き機構の負担とする。

① 坑道埋め戻し及び原状回復時

事業者は、機構が要請したときは、施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を行わなければならない。ただし、機構が工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を受けたことによって、施工に起因する瑕疵の責任は機構に移転されないものとする。

② 坑道埋め戻し及び原状回復完了時

事業者は、施工記録を用意して、現場で機構の確認を受ける。

③ 事業期間中

機構は、定期的に環境モニタリング調査業務及びモニタリング設備等撤去業務の監視を行う。

イ 支払の減額等

監視を行った結果、環境モニタリング調査業務及びモニタリング設備等撤去業務について事業契約書に規定した要求水準が満たされていないことが判明した場合は環境モニタリング調査費又はモニタリング設備等撤去費相当の減額等を行うことがある。

ウ 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類を作成し、毎事業年度経過後3か月以内に機構に報告しなければならない。また、機構は、請求があった場合は、当該財務書類を公開できるものとする。

5) 土地の使用等

研究所用地については、瑞浪市と土地賃貸借契約に係る協定書を締結している。

(6) 支払条件

本事業は、いわゆるサービス購入型により実施するものとし、機構は、本事業の実施の対価（以下「サービス対価」という。）として、事業期間にわたり下表に示す支払方法に基づき、選定事業者に対して支払うものとする。詳しくは、別紙2「サービス対価の構成及び支払方法」を参照のこと。

費用	支払方法
サービス対価 の支払総額	事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約に定める額を支払う。
埋め戻し及び原状回復 に係る対価	埋め戻し及び原状回復期間中に選定事業者に対し、事業契約に定める額を本件埋め戻し及び原状回復に係る対価の一部として支払う。 また、当該年度に支払うことができない対価（支払残額）は、事業契約に定める額を、選定事業者に対し、当該年度の支払い上限を超えない金額を支払うこととする。
その他の対価	事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約に定める額を支払う。

(7) 保険

- 1) 坑道埋め戻し及び原状回復期間中及びモニタリング設備等撤去のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去及び研究所用地整地期間中に係る保険
事業者又は受託者は、土木工事保険及び第三者賠償責任保険に加入し、その保険料を

負担するものとする。なお、保険の付保にあたり、次の事項を遵守するものとする。

- ア 事業者又は受託者は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく機構に提示するものとする。
- イ 事業者又は受託者は機構の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができないものとする。
- ウ 事業者又は受託者は業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

2) 環境モニタリング調査期間中及びモニタリング設備等撤去のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去及び研究所用地整地を除く期間中に係る保険

事業者は、環境モニタリング調査及びモニタリング設備等撤去のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去及び研究所用地整地を除く業務を実施する期間において、これら業務に係る第三者賠償責任保険に加入し、その保険料を負担するものとする。

3) その他の保険

上記1), 2) 以外の保険を付保することを条件とはしないが、事業者が事業の安全性に資するために自らが提案した保険は必ず付保すること。

(8) 手続における交渉の有無

手続における交渉は無とする。

7. 契約に関する事項

(1) 基本協定書の締結

落札者は、落札決定後すみやかに、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構を相手方として、基本協定書（案）により、基本協定を締結しなければならない。ただし、機構の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(2) 特別目的会社の設立等

本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合、落札者は本事業を実施する会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社を瑞浪市内に設立する。

この場合、機構は、落札者と坑道埋め戻し及び原状回復、環境モニタリング調査及びモニタリング設備等撤去業務の遂行に当たって必要となる事項等について基本的な協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札者が設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

なお、落札者となった入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率は100%とする。すべての出資者は、契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他的一切の処分を行ってはならない。

なお、落札者等の事業者に対する出資に関する詳細については「基本協定書（案）」を参照すること。

（3）事業契約の締結

1) 契約書作成の要否等

「事業契約書（案）」により、作成するものとする。

2) 事業契約の締結

事業者は、令和2年4月を目指に、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構を相手方として、事業契約書（案）に基づき、事業契約を締結しなければならない。ただし、機構の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

事業契約書において、事業者が遂行すべき坑道埋め戻し及び原状回復、環境モニタリング調査及びモニタリング設備等撤去業務に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。

事業契約の証として事業契約書2通を作成し、そのうち1部に収入印紙を貼り付けの上、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。事業契約書には、事業契約書別紙のほか、事業契約に関連する全ての書類を添付する。事業契約にかかる書類の一切は、事業者が用意すること。

3) 契約金額

契約金額は、入札金額（入札書に記載された金額）に、入札金額から金利支払額を控除した金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

4) その他

ア 事業契約書の締結にあたっては、軽微な事項を除き、落札者の入札金額及び入札説明書等に示した契約内容について変更できないことに留意すること。

イ 事業契約書の締結に係る事業者の弁護士費用、印紙代等は、事業者の負担とする。

（4）その他

1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2) 入札参加者は、本件入札説明書を熟読し、かつ、遵守すること。

3) 入札参加者は、入札後、本件入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てるこ

とはできない。

- 4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、「指名停止措置要領」に基づく指名停止等を行うことがある。
- 5) 事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。
- 6) 事業提案を認めることにより、事業者の責任が軽減されるものではない。
- 7) 事業提案が履行できなかった場合で、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は契約金額の減額、損害賠償等を行う。
- 8) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
 - ア 本契約の相手方が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 機構（契約担当課）に書面により速やかに報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等の遅れが生じるおそれがある場合は、機構と協議を行うこと。
 - イ 機構は、本契約の相手方が①イ又はウの義務を怠ったときは、指名停止等の措置を講じるものとする。

8. その他

(1) 事業の終了

機構は、本事業が事業者の責めに帰すことができない災害等により実施が困難と判断した場合、あるいはその他の事由により事業を実施・継続できないと判断した場合は、本事業を終了させることができる。

(2) 情報の提供

本入札説明書に定めることのほか、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合は、機構のホームページに掲載する。

(3) 事業契約に違反した場合等の取扱い

入札等の機構業務に対する不正又は不誠実な行為、落札者となりながら正当な理由なく契約拒否、あるいは、事業契約締結後に契約違反を行い、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長3年間、機構及び文部科学省等が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

(4) 特定事業の選定の取消し

民間事業者の募集、評価・選定に係る過程の中で、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も予定価格を超過する等の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合等には、機構は、落札者を選定せず特定事業の選定を取消すこととする。

特定事業の選定を取り消す場合には、その旨を速やかに公表する。

(5) 事業に必要と想定される根拠法令等

1) 事業に必要と想定される根拠法令等

PFI法及び基本方針のほか、次に掲げる関連の各種法令等に拠ることとする。

ア 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法

イ 独立行政法人通則法

ウ 労働基準法

エ 労働安全衛生法

オ 環境基本法

カ 水質汚濁防止法

キ 土壤汚染対策法

ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ケ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

- コ 建設工事公衆災害防止対策要綱
- サ 建設副産物適正処理推進要綱
- シ 原子力機構東濃地科学センター事業所規則
- ス 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- セ 本事業を行うに当たり必要とされるその他すべての関係法令・規則、条例等

2) 地域との協定書

本計画の実施に当たり、次に掲げる岐阜県、瑞浪市、土岐市との協定書を締結している。

選定事業者は、協定書の内容を踏まえた上で、事業を実施する。

- ア 東濃地科学センターにおける地層科学研究に係る協定書
(岐阜県、瑞浪市、土岐市)

- イ 土地賃貸借契約に係る協定書（瑞浪市）

- ウ 瑞浪超深地層研究所に係る環境保全協定書（岐阜県、瑞浪市）

上記の協定については、機構東濃地科学センターの下記ホームページに掲載している。

掲載 URL : <https://www.jaea.go.jp/04/tono/kyoute/kyoute.html>

（6）入札に関する問い合わせ先

担 当	：日本原子力研究開発機構 契約部契約第3課
住 所	：〒319-1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
電 話	：080-4809-2325
ウェブサイト	： https://www.jaea.go.jp/02/compe/pfi/tono.html 等

別紙1 提出書類一覧

1 入札説明書等説明会及び現場見学会の提出書類

<様式1>	入札説明書等説明会及び現場見学会参加申込書
-------	-----------------------

2 入札説明書等に関する質問の提出書類

<様式2>	入札説明書等に関する質問書
-------	---------------

3 参加表明書及び競争参加資格確認申請書等に関する提出書類

(参加表明書及び競争参加資格確認申請書)		
<様式3>	参加表明書	A4版1枚
<様式4>	競争参加資格確認申請書	A4版1枚
<様式5>	競争参加資格確認申請書添付書類の提出確認表	A4版1枚
<様式6>	入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社一覧表	A4版一枚
<様式7>	委任状	A4版一枚
<様式8>	坑道埋め戻し及び原状回復、モニタリング設備等撤去にあたる者の資格要件に関する書類	A4版一枚
<様式9>	環境モニタリング調査にあたる者の資格要件に関する書類	A4版一枚
<様式10>	入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の納税に関する書類	A4版一枚
(入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の変更届)		
<様式11>	入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の変更届	A4版一枚
(入札辞退届)		
<様式12>	入札辞退届	A4版一枚

4 入札書等に関する提出書類

<様式13>	提案書提出届	A4版1枚
<様式14>	入札書等及び提案書の提出確認表	A4版1枚
<様式15>	委任状（代理人）	A4版1枚
<様式16>	委任状（復代理人）	A4版1枚
<様式17>	入札書	A4版2枚
<様式18>	要求水準に関する確認書	A4版1枚

5 提案書に関する提出書類（説明書）

<様式20>	事業全体に関する提案書 中表紙	A4版1枚
<様式21>	事業実施に対する取組姿勢と具体的な提案 *	A4版2枚
<様式22>	事業スケジュール	A3版1枚
<様式23>	事業計画・経営財務に関する提案書 中表紙	A4版1枚
<様式24>	事業計画 *	A4版4枚
<様式25>	資金調達計画等 *	指定様式 A4版一枚
<様式26>	長期事業収支計画（損益計算書）	A3版1枚
<様式27>	長期事業収支計画（資金収支計算書等）	A3版1枚
<様式28>	入札金額内訳書（坑道埋め戻し及び原状回復対価の内訳書）	A3版1枚
<様式29>	入札金額内訳書（環境モニタリング調査対価の内訳書）	A3版1枚
<様式30>	入札金額内訳書（モニタリング設備等撤去対価の内訳書）	A3版1枚
<様式31>	坑道埋め戻し及び原状回復に関する提案書 中表紙	A4版1枚
<様式32>	坑道埋め戻し *	A4版5枚
<様式33>	地上設備等撤去 *	A4版3枚
<様式34>	坑道維持及び埋め戻し設備や排水処理設備の運転・保守・維持管理 *	A4版3枚
<様式35>	安全・環境対策 *	A4版2枚
<様式36>	環境モニタリング調査に関する提案書 中表紙	A4版1枚
<様式37>	研究所用地周辺の環境影響調査 *	A4版3枚
<様式38>	地下水観測システムを用いた水圧・水質調査 *	A4版3枚
<様式39>	植栽等構内維持管理 *	A4版2枚
<様式40>	安全・環境対策 *	A4版2枚
<様式41>	モニタリング設備等撤去に関する提案書 中表紙	A4版1枚
<様式42>	ボーリング孔の観測機器等の撤去及びボーリング孔の閉塞措置 *	A4版3枚
<様式43>	基礎コンクリートや鋼管杭撤去、整地（環境影響調査を含む） *	A4版3枚
<様式44>	安全・環境対策 *	A4版2枚

6 設計内訳書

<様式45>	設計内訳書	A4版一枚
--------	-------	-------

※ 各様式の「3枚」は3枚又は2枚以内を表し、「一枚」は枚数に規定がないことを表している。

※ 「*印」のある様式については、提案を補足する資料（提案書内の該当箇所に関する情報を記載したものに限る。説明は不可。）として、各様式の指定枚数と同数以内の資料を提出することができる。（例：<様式3-2>坑道埋め戻し：「説明書」A4版5枚かつ「補足資料」A4版5枚。）

別紙2 サービス対価の構成及び支払方法

1. サービス対価の構成

サービス対価は、本件施設の坑道埋め戻し及び原状回復業務に要する費用（以下「埋め戻し等対価」という。）、環境モニタリング調査業務に要する費用（以下「環境モニタリング調査対価」という。）及びモニタリング設備等撤去業務に要する費用（以下「モニタリング設備等撤去対価」という。）から構成される。

概要は、表1に示すとおりとする。

表1 サービス対価の構成

項目	区分	構成される費用の内容
埋め戻し等対価	坑道埋め戻し及び地上設備等撤去費	坑道埋め戻し及び地上設備等撤去に係る以下の費用 • 埋め戻しに係る労務費用 • 埋め戻し材購入費用 • 解体撤去に係る労務費用 • 解体撤去に係る機械設備損料費用 • 掘削土運搬費用 • 安全・環境対策
	坑道維持及び埋戻し設備維持管理費	坑道維持及び埋戻し設備維持管理に係る以下の費用 • 坑道設備維持費用 • 機械設備損料費用 • 安全・環境対策
	排水処理費	排水処理に係る以下の費用 • 排水処理費 • 安全・環境対策
	その他費用	• 前施工業者からの業務引継ぎに係る費用 • 事業者の開業に伴う諸費用 • 建中金利 • 融資組成手数料 • 保険料 • その他埋め戻し等に関して必要となる費用 ※
	立替手数料	• 立替金利
環境モニタリング調査対価	環境モニタリング調査費	環境モニタリング調査業務に要する費用 • 環境影響調査費用 • 地下水観測システム維持管理費用 • 水質・水圧観測費用 • 植栽等構内維持管理費用 • その他環境モニタリング調査費 ※
	その他費用	• 前実施者からの業務引継ぎに係る費用 • 保険料 • その他本事業を実施するために必要となる費用※

項目	区分	構成される費用の内容
モニタリング設備等撤去対価	モニタリング設備等撤去費	モニタリング設備等撤去業務に要する費用 • ボーリング孔の観測機器等の撤去及び閉塞措置費用 • 基礎コンクリート等撤去及び整地費用 • 基礎コンクリート等撤去及び整地期間中の環境影響調査費用 • その他モニタリング設備等撤去業務※
	その他費用	• 事業者の管理運営費 • 保険料 • 法人税、法人の利益に対してかかる税金等及び選定事業者の税引後利益（株主への配当原資等） • その他本事業を実施するために必要となる費用※

注) ※印の費用は、上表に示す費用の他に、選定事業者が事業契約書に基づき本事業を遂行するうえで必要となる一切の費用を指す。入札参加者が当該費用として必要と考えるものがあれば入札金額にその費用を必ず加えること。

2. サービス対価の仕組み

サービス対価は、坑道埋め戻し及び原状回復業務に係る「一時支払対価（A）」と「立替払対価（B）」、環境モニタリング調査に係る「環境モニタリング調査対価（C）」、及びモニタリング設備等撤去に係る「モニタリング設備等撤去対価（D）」により構成される。

（1）年度あたりのサービス対価について

事業期間のうち、令和2年度、3年度及び4年度（5年度を含めても可）のサービス対価（一時支払対価、環境モニタリング調査対価、モニタリング設備等撤去対価の合計、又は、一時支払対価、立替払対価、環境モニタリング調査対価、モニタリング設備等撤去対価の合計）の支払額は、下記条件を満たす範囲内において一定額とする。

- ・金利変動に伴う立替手数料の増減は対象外とする
- ・消費税及び地方消費税は対象外とする
- ・単年度あたりの支払い上限額は対価総額の25%以下とする（例：対価総額が100億円の場合、単年度あたりのサービス対価の上限額を25億円となる）

また、年度毎のサービス対価が一定額であれば、年度毎の各対価の内訳については、一定額である必要はない。

（2）埋め戻し等対価

埋め戻し等対価は、坑道の埋め戻し及び原状回復に関する必要となる一切の費用（その他費用）及び立替手数料から構成されるものとする。

立替手数料は、坑道埋め戻し及び原状回復に係る支払残額を後年度払いとした場合の、立替払に必要な金利とする。立替手数料の料率は、基準金利と、入札参加者の提案による利回り格差（スプレッド）の合計とする。

なお、当該対価に該当する費目については、<様式4-5>設計内訳書を参照すること。また、工事用仮設備の引き継ぎに関する条件等については、後日公表する。

1) 一時支払対価（A）

一時支払対価とは、坑道の埋め戻し及び原状回復に係る費用のうち、出来高の一部又は全部を対価として埋め戻し及び原状回復業務の期間中に機構が事業者に対して支払うものをいう。

当該対価は、坑道埋め戻し及び原状回復業務の期間中における年度あたりのサービス対価から環境モニタリング調査対価及びモニタリング設備等撤去対価を控除した額（又は、年度あたりサービス対価から立替払対価、環境モニタリング調査対価及びモニタリング設備等撤去対価）が単年度あたりの一時支払対価相当となり、期間を通じたその合計額が一時支払対価（A）となる。

当該対価は、出来高に応じた支払いとなるが、予定された出来高が達成されなくても上記考え方に基づいて算定された年度あたりの一時支払対価の提案額が、出来高を下回っている場合には、そのまま支払うこととなる（残りが支払い残額となる）。ただし、出来高が年度あたりの一時支払対価の提案額を下回る場合には、出来高分（施設の引渡しを伴わない部分払いについては出来高の90%）を支払うものとする。

一時支払対価（A）の支払は、年度毎に年1回、計2回にわたり支払うこととする。

2) 立替払対価（B）

坑道の埋め戻し及び原状回復に係る費用のうち、次の①と②をあわせた金額をいう。

ア 坑道の埋め戻し及び原状回復に係る費用に相当する金額から一時支払対価（A）に相当する金額を控除した額（立替費用）

年度毎の埋め戻し等対価のうち、一時支払対価を控除した金額が単年度あたりの立替費用となる。原則として、立替費用は、翌年度に支払う。

なお、先述のとおり埋め戻し等対価は出来高に応じて支払われるものであるが、一時支払対価（A）の支払いが原則として提案額通りとするため、出来高に応じて年度あたりの立替費用が提案時と変動する場合がある。

イ 立替費用を元本とし、事業者が提案するスプレッドを含む支払金利により算出される金利支払い額（立替金利）

また、支払は、2年度目から3年度目（又は4年度目）までの期間中で、年1回、立替費用がなくなるまで支払うこととする。

(ア) 立替払対価（B）の算定方法

当該年度に発生する立替費用に相当する金額を翌年度に1回で返済する額
(立替に係る金利を乗じて算定)

(イ) 支払金利の設定方法

支払金利は、基準金利と事業者が提案するスプレッドの合計とし、対象となる立替費用のある年度最終日（3月31日）の2営業日前（銀行営業日でない場合はその前営業日）の午前10時における、東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート17143頁に表示される6か月LIBORベース3年物円一円金利スワップレートとする。金利確定日の基準金利がマイナスになった場合は、基準金利は0%とする。

なお、提案価格における基準金利は、0%とする（令和元年9月2日の基準金利がマイナス金利であるため）。また、事業者は、上記支払金利確定後において翌年度分の償還表を作成する。

(3) 環境モニタリング調査対価（C）

環境モニタリング調査対価（C）は、環境モニタリング調査業務及びその他本事業を管理運営するために実施するために必要となる一切の費用（その他の費用を含む）から構成されるものをいい、環境モニタリング調査業務期間中に機構が事業者に対して支払うものをいう。

環境モニタリング調査対価（C）は、業務内容に応じて支払われる対価であるため、事業年度により支払額が異なる場合が想定される。

支払回数は、年1回とし、環境モニタリング調査期間中に計7回支払う。

なお、当該対価に該当する費目については、<様式45>設計内訳書を参照すること。

(4) モニタリング設備等撤去対価（D）

モニタリング設備等撤去対価（D）は、モニタリング設備等撤去業務に関して必要となる一切の費用（その他の費用を含む）から構成されるものをいい、モニタリング設備等撤去期間中に機構が事業者に対して支払うものをいう。

モニタリング設備等撤去対価（D）は、業務内容に応じて支払われる対価であるため、事業年度により支払額が異なる場合が想定される。

支払回数は、年1回とし、モニタリング設備等撤去期間中に計8回支払う。

なお、当該対価に該当する費目については、<様式45>設計内訳書を参照すること。

3. サービス対価の支払い方法

機構は、事業者に対し「一時支払対価（A）」「立替払対価（B）」「環境モニタリング調査対価（C）」「モニタリング設備等撤去対価（D）」を以下の規定に基づき支払うものとする。

（1）埋め戻し等対価

埋め戻し等対価は、坑道埋め戻し及び原状回復業務の期間中の一時支払対価（A）と、当該業務実施年度の翌年度まで期間の立替払対価（B）に分けて支払うものとする。

1) 一時支払対価（A）

事業者は、坑道埋め戻し及び原状拡幅業務の期間において、機構による検収終了後に、速やかに機構に請求書を提出する。機構は、請求書を事業者より受領した場合には、機構の支払期日において事業者に対して一時支払対価（A）を支払う。

支払回数は、原則として各年度1回（令和2年度及び3年度）の計2回とする。

2) 立替払対価（B）

事業者は、坑道埋め戻し及び原状回復業務を開始した翌年度から当該業務を終了した翌年度（場合によっては翌々年度）までの期間、機構による確認を得た後、機構に請求書を環境モニタリング調査対価（C）及びモニタリング設備等撤去業務対価（D）とともに提出する。機構は、請求書を事業者より受領した場合には、機構の支払期日において事業者に対して立替払対価（B）を支払う。

支払回数は、各年度につき1回とし、立替費用がなくなるまで支払う。

（2）環境モニタリング調査対価（C）及びモニタリング設備等撤去対価（D）

機構は、事業者の環境モニタリング調査業務の実施状況及びモニタリング設備等撤去の状況を監視し、要求水準が満たされている事を確認した上で、環境モニタリング調査対価（C）及びモニタリング設備等撤去対価（D）を支払う。

機構は、事業者からの各業務の業務報告書の提出を受け、3月末日に一度、業務状況の良否を判断し、業務報告書の受領後速やかに事業者への業務監視結果を通知する。

当該通知の後に事業者は、機構に対して環境モニタリング調査対価（C）及びモニタリング設備等撤去対価（D）の各請求書を提出する。

機構は、請求書を事業者より受領した場合には、機構の支払期日において事業者に対して各対価を支払う。

支払回数は、年1回とし、環境モニタリング調査対価（C）が計7回及びモニタリング設備等撤去対価（D）が計8回の支払いを予定している。これら対価は、支払い対象期間に係る対価全てを支払うものとし、延べ払いは行わない。

(3) 1円未満端数の取り扱い

入札にあたっては、表1に定めるサービス対価を構成する項目毎に「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」(昭和25年法律第61号)第3条に基づき、1円未満の端数を処理する。

4. サービス対価の改定方法

(1) 物価変動に伴う埋め戻し等対価の改定

機構又は事業者は、事業契約の締結の日から坑道の埋め戻し及び原状回復の完了の前日までの間において、坑道埋め戻し及び原状回復費(上記表1の「坑道埋め戻し等費」区分が対象)に関して、機構工事請負契約条項第23条の定めに従い、改定をすることができるものとする。

また、埋め戻し等対価に係る消費税等の税率変更に伴う増額は、機構が負担するものとする。

(2) 支払金利変動に伴う立替払対価の改定

提案書類の提出時に使用する基準金利(令和元年9月2日のスワップレート)と、実際に支払いに使用する基準金利(年度最終日(3月31日)の2営業日前(銀行営業日でない場合はその前営業日)のスワップレート)に差が生じた場合、この差に応じて立替払対価を改定する。なお、利回り格差(スプレッド)については、提案書類の提出時の利率によるものとし、改定の対象としない。

(3) 物価変動に伴う環境モニタリング調査対価(C)及びモニタリング設備等撤去対価(D)の改定

事業期間中の物価変動に対応して環境モニタリング調査対価(C)及びモニタリング設備等撤去対価(D)を改定する。ただし、モニタリング設備等撤去対価(D)のうち基礎コンクリートや鋼管杭撤去、研究所用地整地にかかる費用を除くものとし、これら費用は上記(1)の規定を準用し、改定する。

なお、モニタリング設備等撤去対価(D)に係る消費税等の税率変更に伴う増額は、機構は負担するものとする。

1) 支払額が一度も改定されたことがない場合の改定

提出書類の提出期限日の属する月(令和元年12月)の指数と、改定対象となる支払対象期間が属する事業年度(令和n年度)と同年(令和n年)の1月の指数を比較し、±3%を超える変動がある場合、当該事業年度(令和n年度)の1回あたりの支払額(令和n年度11月の支払額及び令和n+1年5月の支払額)を以下の算式に基づき改定する。

$$P_n = P_1 \times (CPIG_n \cdot 01 / CPIG_1 \cdot 12)$$

ただし、 $| (CPIG_n \cdot 01 / CPIG_1 \cdot 12) | > 3\%$

- ・ P_n : 令和 n 年度の 1 回あたりの支払額
- ・ P_1 : 入札に基づく 1 回あたりの支払額
- ・ $CPIG_n \cdot 01$: 令和 n 年 1 月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税等の税率)
- ・ $CPIG_1 \cdot 12$: 令和元年 12 月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税等の税率)
- ※共通事項 : 使用する指数は、「企業向けサービス価格指数・土木建築サービス」(日本銀行調査統計局)とする。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。(以下同じ)
- ※ n : 改定対象となる支払額が属する事業年度の年数

2) 前事業年度までに支払額が一度以上改定されたことがある場合の改定

前回(最も直近)の改定時の事業年度(令和 r 年度)と同年(令和 r 年)の 1 月の指數と、改定対象となる支払対象期間が属する事業年度(令和 n 年度)と同年(令和 n 年)の 1 月の指數を比較し、± 3 %を超える変動がある場合、当該事業年度(令和 n 年度)の 1 回あたりの支払額(令和 n 年度 1 月の支払額及び令和 n + 1 年 5 月の支払額)を以下の算式に基づき改定する。

$$P_n = P_r \times (CPIG_n \cdot 01 / CPIG_r \cdot 01)$$

ただし、 $| (CPIG_n \cdot 01 / CPIG_r \cdot 01) | > 3\%$

- ・ P_n : 令和 n 年度の 1 回あたりの支払額
- ・ P_r : 令和 r 年度の 1 回あたりの支払額
- ・ $CPIG_n \cdot 01$: 令和 n 年 1 月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税等の税率)
- ・ $CPIG_r \cdot 01$: 令和 r 年 1 月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税等の税率)
- ※ n : 改定対象となる支払額が属する事業年度の年数
- ※ r : 前回(最も最近)の改定時の事業年度の年数

5. サービス対価の減額等

機構が事業者の業務状況を監視した結果、要求水準が満たされていないと判断した場合には、各業務に係るサービス対価を減額する場合がある。具体的な減額方法は、事業契約書(案)を参照すること。なお、減額後のサービス対価は、上記規定に従い、物価変動による改定を行った後の額に減額率を乗じて算出するものとする。

また、制度・研究環境の変更等により予定していた業務が不要となった場合又は新たな業務を追加する場合などに、機構と事業者はその対応について協議を行うものとする。そのとき、場合によってはサービス対価を減額又は増額することがある。

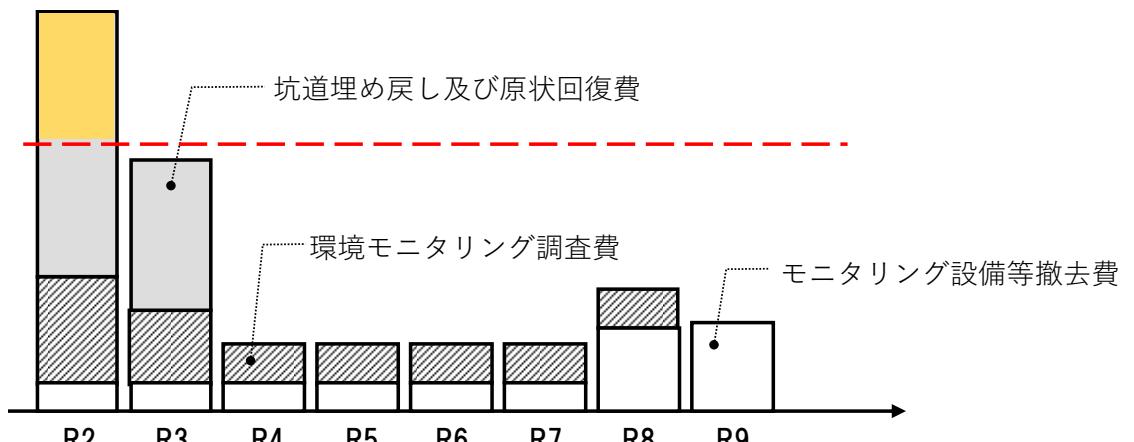


图 1 年度別事業費イメージ

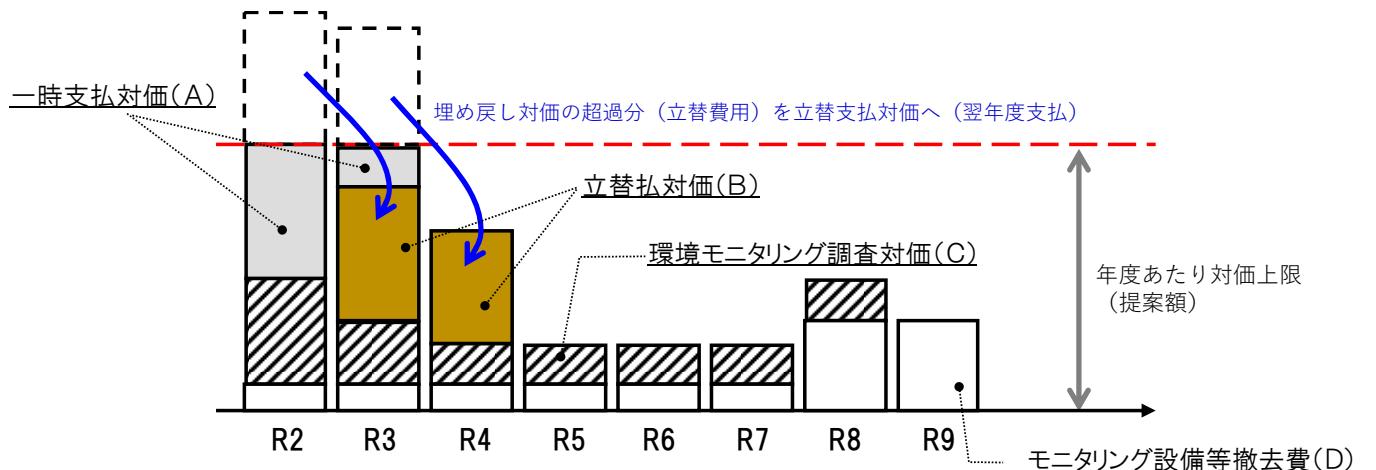


图 2 サービス対価構成及び支払イメージ

注) 上図の各費用及び各対価の内訳は、あくまでもイメージであり、実際の関係を示したものではないことに留意すること。

<別紙2 補足資料>埋め戻し等対価の支払方法について

1. 出来高と一時支払対価等の関係について

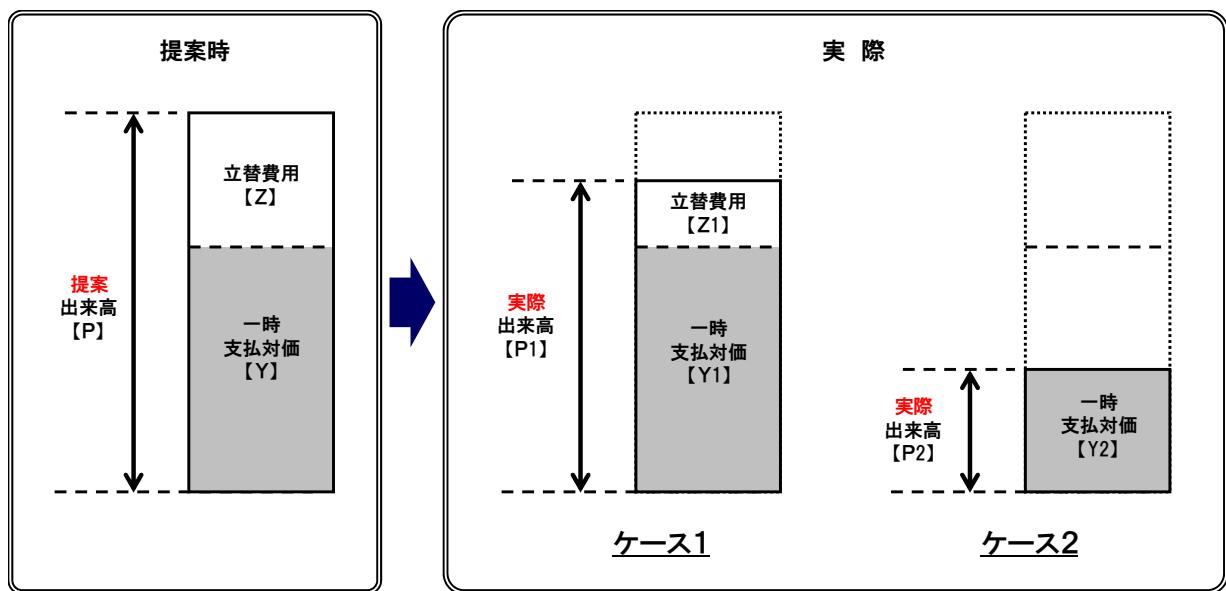
半期毎に支払われる状況について、出来高と一時支払対価等の関係について整理すると次のとおりとなる。

ケース1：実際出来高（P1）が提案一時支払対価（Y）を上回る（ $P_1 > Y$ ）場合

- ・提案時の「一時支払対価」がそのまま支払われる（ $Y_1 = Y$ ）。
- ・当該支払での立替費用（支払残額）は、実際出来高から一時支払対価を控除した金額となる（ $P_1 - Y = Z_1$ ）。

ケース2：実際出来高（P2）が提案一時支払対価（Y）を下回る（ $P_2 < Y$ ）場合

- ・「実際出来高」が支払われる（ $Y_2 = P_2$ ）。
- ・この場合、立替費用になる金額はない。（ $Z = 0$ ）



図A 埋め戻し対価と出来高の関係（イメージ）

P_i , Y_i , Z_i は、年度全体の額を示す。

2. 立替払対価（B）について

上述のとおり、出来高に応じて立替費用は変動するが、原則として坑道埋め戻し等対価全体は変化せず、立替払対価の前提となる立替費用を変動させない。

3. その他費用の支払いについて

坑道埋め戻し等対価のその他費用のうち、次の費用については、実際出来高に関係なく、提案に基づき一時支払対価として支払を行う。

【対象対価】

- ・事業者の開業に伴う諸費用（会社設立費等）
- ・融資組成手数料
- ・その他施設出来高に直接関係しない費用